


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>所得税法の改正がされたことから、東大和市児童育成手当条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>所得制限の判定に係る規定中、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>※改正後の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出について適用し、同年5月以前については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の条例に基づいた制度として、適切に手当の支給ができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月31日 所得税法の改正</li> <li>・平成30年12月27日 東京都より改正に係る通知を收受</li> <li>・平成31年2月27日 東大和市児童育成手当条例の改正</li> <li>・文書課審査済み</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。